

2018年度 法科大学院

早期卒業生入学試験問題

4 時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 30 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 特別裁判籍による管轄に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 財産権上の訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。
2. 手形による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形の振出地を管轄する裁判所に提起することができる。
3. 小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、小切手の支払地を管轄する裁判所に提起することができる。
4. 不動産に関する訴えは、不動産の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。

問2 成年被後見人の当事者能力及び訴訟能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 人事訴訟においては、成年被後見人は、原則として、当事者能力及び訴訟能力を有する。
2. 通常の民事訴訟においては、成年被後見人は、例外なく、当事者能力を有する。
3. 通常の民事訴訟においては、成年被後見人は、原則として、訴訟能力を有しない。
4. 人事訴訟においては、成年被後見人は、例外なく、当事者能力及び訴訟能力を有しない。

問3 補助参加人の訴訟行為に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 補助参加人は、被参加人の訴訟行為と抵触するものでない限り、訴訟について、一切の訴訟行為をすることができる。
2. 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。
3. 補助参加人は、補助参加について異議があった場合においても、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができる。
4. 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。

問4 送達に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 送達は、特別の定めがある場合を除き、職権です。
2. 送達に関する事務は、執行官が取り扱う。
3. 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする者とする。
4. 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら送達をすることができる。

問5 訴訟手続の中断及び中止に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 破産手続開始の決定があつたときは、破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する。
2. 天災その他の事由によって裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。
3. 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができる。
4. 判決の言渡しは、訴訟手続の中断又は中止があつたときは、することができない。

問6 訴えに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 確認の訴えは、法律関係を証する書面の成立の真否を確定するためにも提起することができる。
2. 将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。
3. 数個の請求は、その基礎が同一の事実上及び法律上の原因に基づく場合に限り、一の訴えであることができる。
4. 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

問7 弁論準備手続に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付することができる。
2. 裁判所は、弁論準備手続の期日において、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

3. 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときは、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行わなければならない。
4. 裁判所は、当事者双方の申立てがあるときは、弁論準備手続に付する裁判を取り消さなければならない。

問8 当事者が欠席した場合の取り扱いに関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭しないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。
2. 当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合、相手方の主張した事実を自白したものとみなされる可能性がある。
3. 当事者が弁論準備手続の期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を終了することができる。
4. 当事者双方が、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭しない場合において、一月以内に期日指定の申立てをしないときは、裁判所は、職権で期日を指定しなければならない。

問9 証人尋問に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証言が、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。
2. 証言拒絶の理由は、疎明しなければならない。
3. 宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。
4. 受命裁判官又は受託裁判官は、裁判所外で証人の尋問をすることができない。

問10 裁判によらない訴訟の完結に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えの取下げは、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日においては、口頭であることを妨げない。
2. 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受

託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

3. 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。
4. 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 告訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 告訴は、書面で検察官または司法警察員にしなければならない。
2. 検察官は、名誉毀損罪（刑法 230 条）については、告訴がなければ公訴を提起することができない。
3. 告訴は、公訴の提起があるまで取り消すことができるが、告訴の取消をした者は、更に告訴することができない。
4. 検察官は、告訴のあった事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人の請求があるときは、速やかに告訴人にその理由を告げなければならない。

問2 写真撮影に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 身体の拘束を受けている被疑者の写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、令状によることを要しない。
2. 最高裁判所の判例は、憲法 13 条を根拠に、個人の、その承諾なしに、みだりに容ぼう・姿態を撮影されない自由を認めている。
3. 最高裁判所の判例は、警察官による容ぼう等の撮影は、現に犯罪が行われまたは行われた後間がないと認められる場合のほかは許されないとしている。
4. 捜査機関が、差押物件の証拠価値を保存するため発見された場所、状態においてその物を写真に撮影することは、捜索差押に付随するため、捜索差押許可状により許容されている行為である。

問3 逮捕に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 検察官または司法警察員は、逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求またはその発付があったときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。
2. 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。
3. 検察官は、司法警察員から送致された被疑者を受け取ったときは、弁解の機会を与え、留置の必要があると思料するときは、被疑者を受け取った時から 48 時間以内に、裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。
4. 検察事務官および司法巡査は、通常逮捕の場合には逮捕状の請求をすることができな

いが、緊急逮捕の場合には逮捕状の請求をすることができる。

問4 捜索・差押え、領置に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 捜索差押許可状は、被疑者以外の第三者に対して執行されることがあるため、逮捕状とは違って、被疑事実の要旨の記載は要求されていない。
2. 捜索・差押えは、捜査の初期段階で行われることが多いため、捜索差押許可状に「差し押さえるべき物」の記載は要求されていない。
3. 領置は、占有の取得自体には強制を伴わないため、憲法 35 条の「押収」に含まれず、令状は必要ない。
4. 最高裁判所の判例によれば、不要物として公道上のごみ集積場に排出されたごみにつき、捜査の必要がある場合には、これを遺留物として領置することができる。

問5 公訴提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 公訴の提起は、書面または口頭ですることができる。
2. 検察官が被疑者を起訴猶予にすべきか否かを判断するについては、「犯罪の軽重」は考慮に入れなくてよい。
3. 公訴の提起は、起訴状および関係証拠を裁判所に提出してしなければならない。
4. 起訴状には、数個の訴因・罰条を、予備的にまたは択一的に記載することができる。

問6 公判前整理手続における証拠開示に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 検察官は、証明予定事実を明らかにするとともに、その証明に用いる証拠の取調べを請求し、その証拠について、弁護側に開示しなければならない。
2. 弁護側が刑訴法 316 条の 15 所定の類型証拠の開示請求を行った場合、検察官は必ずこれを開示しなければならない。
3. 弁護側は、検察官から証明予定事実を記載した書面の送付を受け、かつ、検察官請求証拠および類型証拠の開示を受けたときは、公判期日においてすることを予定している主張を必ず明示しなければならない。
4. 刑訴法は、証拠開示の要否について当事者間で争いが生じた場合における裁判所による裁定の方式についての定めを設けている。

問7 訴因と公訴事実に関するつぎの記述のうち、最も適切でないものを一つ選びなさい。

1. 公訴事実、訴因を明示して記載しなければならず、訴因を明示するには、できる限り日時、場所および方法をもって罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。
2. 最高裁判所の判例によれば、訴因の明示・罪となるべき事実の特定は、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防御の範囲を示すことを目的とするものである。
3. 最高裁判所の判例によれば、日時が「昭和54年9月26日ころから同年10月3日までの間」、場所につき「広島県高田郡吉田町内及びその周辺において」、方法につき「覚せい剤若干量を自己の身体に注射又は服用して施用し」という公訴事実の記載は、覚せい剤使用罪の特殊性を考慮しても、被告人の防御を著しく害するから、訴因の特定に欠ける。
4. 最高裁判所の判例によれば、訴因の記載が明確でない場合には、裁判所は、検察官の釈明を求め、検察官がこれを明確にしないときには、訴因が特定しないものとして公訴を棄却すべきである。

問8 自白の任意性に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法は、任意性に疑いのある自白の証拠能力がない旨定めている。
2. 最高裁判所の判例によれば、被疑者が、起訴不起訴の決定権をもつ検察官の、自白をすれば起訴猶予にする旨のことばを信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は、反証のない限りその任意性につき一応の疑いをさしはさむべきである。
3. 最高裁判所の判例によれば、切り違え尋問という偽計によって得られた自白は、偽計によって被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれのある場合には、任意性に疑いがあるものとして、証拠能力を欠く。
4. 最高裁判所の判例によれば、徹夜や長時間の取調べの結果得られた自白についても、任意性が問題となることがある。

問9 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 被告人以外の者（第三者）の検察官に対する供述録取書は、その第三者が供述不能の場合にのみ証拠能力を有する。
2. 被告人が作成した供述書は、無条件で証拠能力を有する。
3. 鑑定人が作成した鑑定書は、鑑定人が公判期日においてその真正に作成されたもので

あることを供述したときに、証拠能力を有する。

4. 検察官および被告人が証拠とすることに同意した書面または供述は、無条件で証拠能力を有する。

問10 裁判に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 裁判所の言い渡す裁判には、判決、決定、命令の三種類がある。
2. 判決は、公判廷において宣告により告知する。
3. 決定または命令は、口頭弁論に基づいてする必要はない。
4. 命令に対する不服申立方法は準抗告である。

(解答は全て解答用紙に記入すること)